

防衛省職員（非常勤隊員）募集案内

陸上自衛隊施設学校では、下記のとおり非常勤隊員を募集します。

1 募集期間

令和7年7月3日（木）～令和7年7月24日（木）

2 採用（勤務）予定先

陸上自衛隊施設学校（茨城県ひたちなか市勝倉3433（勝田駐屯地））

3 採用職種・採用予定期間・勤務日数・採用予定数

採用職種	採用予定期間	勤務日数	採用予定数
教官 （電気）	令和7年10月1日 ～令和8年3月31日	年間240日基準 月20日程度	1名

4 職務内容

教官（電気）

- ・ 電気に関する教育（第3種電気主任技術者（電験3種）の資格取得のための教育）
- ・ 教育資料の整備
- ・ 学生の成績管理
- ・ その他、上司が命ずる業務

○ 電気に関する教育はおおむね次のとおりです。

- ① 電気施設の主任技術者として必要な資質、特に使命感、責任感及び自主積極性を養う。
- ② 「第3種電気主任技術者」の資格取得に必要な知識を与える。

○ 教育の際、重視している事項は次のとおりです。

- ① 電気施設全体を支えるという使命感、法令及び技術基準を順守する責任感及び最新の知識等修得への積極性
- ② 停電、故障等に早期かつ適切に対処する問題解決力、法令及び電気施設の構造・機能の細部にわたる正確かつ最新の知識

5 応募資格

- ・ 第3種電気主任技術者（電験3種）の資格を有する者
- ・ 電気工事又は電気設備管理に係る実務経験がある者（特に最新の知識）
- ・ パソコン（パワーポイント、ワード等）による軽易な資料作成ができる者

次のいずれかの一に該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6 試験日及び試験場所

- (1) 試験日：令和7年8月下旬
- (2) 試験場所：陸上自衛隊勝田駐屯地

7 試験種目

口述試験（人柄、知識等についての面談試験）

8 応募要領

提出書類	提出部数	非常勤隊員応募票請求先及び提出先
非常勤隊員応募票 （自筆、写真貼付（6箇月以内に撮影したもの。））	1部	〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部総務課人事班 TEL029-274-3211（内線279）
履歴書 （非常勤隊員応募票に備え付けの様式）	1部	
第3種電気主任技術者の資格を証明するものの写し	1部	
最終学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 （試験日までに提出でも可） ※最終学歴が専門学校の場合、高校・短大・大学等分も併せて提出	1部	

- (1) 非常勤隊員応募票を郵送で請求する場合は、封筒の表に朱書で「非常勤隊員応募票請求」と記入のうえ、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を同封してください。
※勝田駐屯地のホームページからも取得が可能です。

<https://mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html> からダウンロードできます。

（応募票印刷時は両面印刷（A4横短辺綴）、履歴書についても印刷時両面印刷（長辺））

- (2) 非常勤隊員応募票は自筆で記入し、写真（6箇月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm×横3cm程度のもの。）を貼って下さい。
- (3) 提出書類を持参する場合は午前8時30分から午後5時まで、郵送する場合は令和7年7月24日の必着とし、配達記録若しくは簡易書留により処置して下さい。また、郵便局の「受領証」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいて下さい。
- (4) 元自衛隊員（事務官、技官を含む。）の場合は、元所属部隊名、官名・階級、認識番号、在職期間（分かれば年月日まで）を非常勤隊員応募票の職歴欄とは別に資格免許等欄にも記入してください。
- (5) 応募された方には、後日「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面です。）を郵送により送付いたします。

9 試験結果通知

令和7年9月下旬頃、受験者全員に通知します。（電話による問い合わせには応じません。）

10 採用後の処遇等

- (1) 身分
陸上自衛隊施設学校に勤務する非常勤隊員

(2) 給与等

ア 日 額

9,100円～12,900円（地域手当含む。）（職務経験等により決定されます。）

イ 地域手当

地域手当（5%）は、それぞれの賃金に含ませる形で支給

ウ 期末・勤勉手当

常勤の職員と同様の支給基準で支給

エ 通勤手当

自動車等利用者は、上限額（月額31,600円）を設定して支給

オ 超過勤務手当

（ア）超過勤務を要しない運用が基本

（イ）超過勤務の必要がある場合、常勤の職員と同様の支給基準で支給

11 人事管理等

(1) 勤務時間

8:15～17:00（休憩12:00～13:00）

（状況に応じ、時間外勤務を要する場合があります。）

(2) 休養日：土日及び祝日

6か月継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合に、有給の年次休暇が付与されます。

また、その他有給休暇、無給休暇が状況により付与されます。

(3) 採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。

(4) 採用後、厚生年金保険、雇用保険の対象となり、健康保険（介護保険を含む。）については防衛省共済組合の組合員となります。なお、雇用保険については月18日以上勤務が6か月を超えて継続した場合に国家公務員退職手当法が適用され、適用除外となります。

(5) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。

(6) 提出された応募書類は一切返却致しません。

(7) ご不明な点は、応募票等提出先部隊までお問い合わせ下さい。